

入札心得

この入札心得は、公益財団法人福井県下水道公社会計規程第67条第2項にいう入札条件とする。

第1 入札書は、所定の手続きにより指定された時刻までに提出しなければならない。

第2 代理人が入札しようとするときは、入札参加者の委任状を持参し、入札開始前に入札執行者に提出しなければならない。

第3 入札参加者または入札代理人は、次の者に入札の行為を委任し、または入札の代理人をすることはできない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当するもの
- (2) 法人企業の場合は、その役員および使用人以外の者
- (3) 個人企業の場合は、入札執行者が入札参加者を代表するに足りると認めた以外の者
- (4) 当該入札に対する他の入札参加者または入札代理人

第4 共同企業体(以下「企業体」という。)が入札参加者の場合は、当該共同企業体のすべての構成員が参加し連記して入札しなければならない。ただし、すべての構成員(代表者を除く。)が当該共同企業体の代表者を入札代理人とする委任状を作成したときは、当該代表者はその委任状を持参した入札執行者に提出することにより当該企業体を代表して入札することができる。

第5 入札参加者または入札代理人は、入札書を提出した後は、開札の前後を問わず入札書の書き換え、引き換えまたは撤回をすることはできない。

第6 予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札をすることがある。この場合における入札の回数は初回を合わせて2回を限度とする。ただし、設計額を事前公表した場合においては、これを超える金額をもって行った入札は無効とする。

なお、福井県財務規則第151条第1項に該当する無効な入札を行った者は、再度の入札が行われる場合においても、これに参加させない。

第7 再度の入札執行は、前回の開札終了後10分以内において、入札執行者の指定する時刻に行うものとする。

第8 入札参加者または入札代理人は、入札が完了するまでは入札執行者の指定する場所において待機し、無断でその場所を離れてはならない。

第9 入札参加資格の確認を受けた者または指名を受けた者は、入札書を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができる。なお、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあつては、入札辞退届を契約担当者に直接持参し、または郵送(入札日の前日までに到達するものに限る)して行う。

(2) 入札執行中にあつては、入札辞退届またはその旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提出して行う。

2 入札を辞退したものは、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

3 入札の辞退等により、入札参加者または入札代理人が1人のときは、入札の執行を取りやめる。(一般競争入札を除く。)

第10 入札参加者または入札代理人は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行ってはならない。

第11 入札参加者または入札代理人が連合し、または不穩の行動をなす等により、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者または入札代理人を入札に参加させず、または入札の執行を延期し、もしくは取りやめることがある。

第12 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内での最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、福井県財務規則第159条第4項に基づく最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

第13 落札者が契約を締結するまでに、福井県から入札参加の資格制限または指名停止等を受けた場合は、契約を締結しないことがある。

補則 この入札心得は、福井県下水道公社会計規程第67条第2項の規定により、福井県財務規則(昭和39年4月1日福井県規則第11号)第151条第1項第9号の規定を準用する。

(最終改正 平成25年4月1日)